

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則（以下「規則」という。）

第4条第2項第3号の「その他知事が定める再生土の堆積」

令和2年3月27日決定

規則第4条第2項第3号の「その他知事が定める再生土の堆積」とは、以下に掲げるものとする。

コンクリート及びアスファルトを原料とする再生砕石によって行われる基礎工、裏込工及び埋戻工並びに一時堆積